2　（略）
3　医療観察通院精神療法（１回につき）
イ　（略）
ロ　イ以外の場合で、法第42条第１項第２号又は第51条第１項第２号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関において診療を行った日に行った場合
⑴　60分以上の場合
①　精神保健指定医による場合　650点
②　①以外の場合　550点
⑵　精神保健指定医による30分以上60分未満の場合　550点
ハ　（略）
注１～注５　（略）
注６　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、心理に関する支援を要するものとして別に厚生労働大臣が定める通院対象者に対して、指定通院医療機関の医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合に、医療観察心理支援加算として、初回算定日の属する月から起算して２年を限度として、月２回に限り280点を所定点数に加算する。
注７　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、重点的な支援を要する通院対象者に対して、指定通院医療機関の医師の指示の下、保健師、看護師又は精神保健福祉士が、当該通院対象者が地域生活を継続するための面接及び関係機関との連絡調整を行った場合に、医療観察療養生活継続支援加算として、初回算定日の属する月から起算して１年を限度として、月１回に限り500点を所定点数に加算する。
4　医療観察認知療法・認知行動療法（１日につき）
イ・ロ　（略）
ハ　公認心理師による心理支援を伴う場合　330点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、通院対象者について、認知療法・認知行動療法に習熟した指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、通院対象者に説明を行った上で、医師若しくは看護師が医療観察認知療法・認知行動療法を行った場合又は公認心理師が認知行動療法的アプローチに基づく心理支援を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。
注２・注３　（略）
5～10　（略）
11　医療観察精神科訪問看護・指導料
イ・ロ　（略）
ハ　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢
⑴　保健師又は看護師による場合
①　（略）
②　同一日に３人以上９人以下
Ａ～Ｄ　（略）

2　（略）
3　医療観察通院精神療法（１回につき）
イ　（略）
ロ　イ以外の場合で、法第42条第１項第２号又は第51条第１項第２号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関において診療を行った日において、60分以上行った場合
⑴　精神保健指定医による場合　600点
（新設）
（新設）
⑵　⑴以外の場合　550点
ハ　（略）
注１～注５　（略）
注６　心理に関する支援を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、指定通院医療機関の医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合に、医療観察心理支援加算として、初回算定日の属する月から起算して２年を限度として、月２回に限り250点を所定点数に加算する。
（新設）
4　医療観察認知療法・認知行動療法（１日につき）
イ・ロ　（略）
（新設）
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、通院対象者について、認知療法・認知行動療法に習熟した指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、通院対象者に説明を行った上で、医療観察認知療法・認知行動療法を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。
注２・注３　（略）
5～10　（略）
11　医療観察精神科訪問看護・指導料
イ・ロ　（略）
ハ　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢
⑴　保健師又は看護師による場合
①　（略）
②　同一日に３人以上
Ａ～Ｄ　（略）